



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 肥料の登録の有効期間の更新（営農支援課） 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） 1
- 公有水面埋立しゅん功認可（港湾課） 2

公 告

- 団体営土地改良事業の工事完了の届出（村づくり計画課） 3
- 県営土地改良事業の工事の完了（村づくり計画課） 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 3
- 特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁教育支援課） 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立沖縄工業高等学校） 4

訓 令

- 沖縄県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（職員厚生課） 6

告 示

沖縄県告示第322号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成30年 8 月 7 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者		登録有効期限
				氏名又は名称	住所又は所在地	
沖縄県生 第239号	なたね油か す及びその 粉末	5. 3 なた ね油かすペ レット	窒素全量 5.3 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	沖縄県飼料協業 組合	沖縄県沖縄市海 邦町3番地54	平成36年6月25 日

沖縄県告示第323号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり宮古島市城辺下北土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 8 月 7 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	野崎達男	宮古島市城辺字下里添1003番地 1
理事	洲鎌英一	宮古島市城辺字下里添976番地 5

理事	池原功	宮古島市城辺字下里添651番地
理事	与那覇寛昭	宮古島市城辺字下里添804番地 1
理事	狩俣和男	宮古島市城辺字砂川606番地 5 砂川団地 2 - 202
理事	宮國明雄	宮古島市平良字東仲宗根214番地
理事	砂川雄司	宮古島市城辺字下里添252番地 5
理事	津波古幸男	宮古島市城辺字下里添385番地
理事	宮国恵成	宮古島市城辺字下里添951番地
理事	喜屋武盛吉	宮古島市城辺字下里添663番地
監事	松川光雄	宮古島市城辺字下里添719番地
監事	松川博和	宮古島市城辺字下里添694番地 2

任期 平成30年5月22日から平成32年5月21日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	野崎達男	宮古島市城辺字下里添1003番地 1
理事	洲鎌英一	宮古島市城辺字下里添976番地 5
理事	池原功	宮古島市城辺字下里添651番地
理事	与那覇寛昭	宮古島市城辺字下里添804番地 1
理事	国仲栄光	宮古島市城辺字下里添1156番地 1
理事	宮國明雄	宮古島市平良字東仲宗根214番地
理事	砂川雄司	宮古島市城辺字下里添252番地 5
理事	下地玄市	宮古島市城辺字下里添382番地 3
理事	宮国恵成	宮古島市城辺字下里添951番地
理事	喜屋武盛吉	宮古島市城辺字下里添663番地
監事	松川光雄	宮古島市城辺字下里添719番地
監事	松川博和	宮古島市城辺字下里添694番地 2

沖縄県告示第324号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成30年8月7日

兼城港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成30年3月26日 沖縄県指令土第206号

2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

(2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 翁長雄志

3 埋立区域

- (1) 位置 久米島町字兼城金城2番3及び3番9の地先公有水面
- (2) 区域 次の各地点のうち①の地点と②の地点とを結ぶ昭和57年12月6日付け沖縄県告示第643号でしゅん功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線（D.L.+1.95メートルにより決定）、②の地点から④の地点までを順次に結ぶ線及び①の地点と④の地点とを結ぶ線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点ガラサー山（北緯26度20分30秒4657、東経126度45分00秒9243）から107度59分51秒251.58メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から117度10分47秒24.76メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から117度41分42秒40.42メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から207度23分15秒23.68メートルの地点
- (3) 面積 776.34平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成25年12月16日 沖縄県指令土第1293号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 久米島町

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次のとおり団体営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成30年8月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

土地改良事業の名称	事業主体	完了年月日
天底第1地区農山漁村活性化対策整備事業	今帰仁村土地改良区	平成30年3月22日

県営土地改良事業の施行に伴う工事が次のとおり完了した。

平成30年8月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

土地改良事業の名称	完了年月日
松原南地区水利施設整備事業（水利区域内農地集積促進型）	平成29年12月1日
西中地区農地防災事業（農地保全整備事業）	平成30年3月22日
みやらがわ第2地区農地防災事業（農地保全整備事業）	平成30年3月2日
神宮地区農地整備事業（通作条件整備）	平成30年1月22日
村越1期地区水利施設整備事業（水利区域内農地集積促進型）	平成30年4月25日
村越2期地区水利施設整備事業（水利区域内農地集積促進型）	平成30年4月25日
西西1期地区水利施設整備事業（水利区域内農地集積促進型）	平成30年3月16日
西西2期地区水利施設整備事業（水利区域内農地集積促進型）	平成30年3月16日
辺名地地区農地防災事業（農地保全整備事業）	平成29年10月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年8月7日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年2月21日 沖繩県指令土第128号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字泊前原378番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里石嶺町1丁目75番地1 比嘉智
- 5 検査済証番号 平成30年7月27日 第4496号
- 6 工事完了年月日 平成30年7月16日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成30年8月7日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖繩県教育庁教育支援課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成30年6月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 落札金額 414,668,160円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成30年5月18日

沖繩県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成30年8月7日

沖繩県立沖繩工業高等学校長 比 嘉 淳

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 自動設計製図装置 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成30年11月30日（金曜日）
 - (4) 納入の場所 沖繩県立沖繩工業高等学校土木科棟
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖繩県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から平成30年9月10日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖繩県立沖繩工業高等学校事務室 〒902-0062 那覇市松川3丁目20番1号 電話番号098-832-3831
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から平成30年8月28日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成30年9月19日（水曜日）午前11時
 - (2) 場所 沖繩県立沖繩工業高等学校小会議室

- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成30年8月28日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立沖縄工業高等学校
 - (2) 所在地 〒902-0062 那覇市松川3丁目20番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成30年9月18日（火曜日）午後4時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立沖縄工業高等学校に提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 平成30年8月29日（水曜日）午後2時
 - イ 場所 沖縄県立沖縄工業高等学校小会議室
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Automatic Design Drawing System For Civil Engineering 1-set
 - (2) DUE DATE OF DELIVERY AND DELIVERY PLACE
November 30, 2018, Okinawa Prefectural Okinawa Technical Senior High School,
Civil Engineering Department Building

- (3) PRE-BID CONFERENCE
2:00 p.m. August 29, 2018
- (4) DATE FOR BIDS
11:00 a.m. September 19, 2018
- (5) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural Okinawa Technical Senior High School Office
3-20-1 Matsugawa Naha City, Okinawa, Japan, 902-0062
Telephone 098-832-3831

訓 令

沖縄県訓令第18号

知 事 部 局
労 働 委 員 会 事 務 局

沖縄県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年8月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員安全衛生管理規程（平成19年沖縄県訓令第39号）の一部を次のように改正する。

第36条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 所属長は、検査を受けないことを理由として、職員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
第8号様式中

「 通院・治療状況		を
「 通院・治療状況	定期的な通院が <input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない	に

改める。

附 則

この訓令は、平成30年8月7日から施行する。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
--	--